

令和6年

夏の交通事故防止府民運動

実施要綱



運動の目的

広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。



運動スローガン

『 はんなりと どうぞ・どうもで 事故はなし 』



実施期間

令和6年7月21日（日）～ 7月30日（火）までの10日間



運動重点

- ◇ こどもや高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ◇ 横断歩道における歩行者優先等安全運転意識の向上
- ◇ 自転車・電動キックボード利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ◇ 飲酒運転の根絶



京都府交通対策協議会

こどもや高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- ◇ 歩行者は、
 - 道路を横断するときは、横断歩道等の交通安全施設を利用し、信号機のある横断歩道ではその信号に従い、安全を確認してから横断を始めましょう。
- ◇ 家庭・学校等では、
 - こどもの手本となるよう、自らが交通ルールを守り、日常生活を通じてこどもに交通事故に遭わないための交通行動を習慣付けましょう。
 - 高齢者は、交通安全について家族で話す機会を設けるほか、家族は危険な運転の兆候がないか確認をしましょう。

横断歩道における歩行者優先等安全運転意識の向上

- ◇ 運転者は、
 - 横断歩道に近づいたときは、速度を落として歩行者の有無を確認するとともに、歩行者が横断歩道を横断しているときや、横断しようとしているときは、必ず一時停止して歩行者を優先しましょう。

自転車・電動キックボード利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ◇ 自転車の利用者は、
 - 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を踏まえて、ヘルメットを着用しましょう。
 - イヤホンの使用や、スマートフォン等を操作しながら運転する「ながら運転」は絶対にやめましょう。
 - 京都府では、自転車損害保険等への加入が義務付けられています。交通事故に備え、必ず加入するとともに、定期点検整備を受けましょう。
- ◇ 電動キックボード（特定小型原動機付自転車）の利用者は、
 - 交通ルールを遵守し、交通事故防止に努めるとともに、交通事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。
 - 16歳未満の方は運転してはいけません。

飲酒運転の根絶

- ◇ 運転者は、
 - お酒を飲めば必ず運転操作に影響を及ぼすことを理解し、「これくらいなら」「少しの距離だから」との考えを捨て、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- ◇ 職場では、
 - 出勤時、運転前後等のアルコール検知器を使用したアルコールチェックのほか、朝礼時や各種行事を利用した交通安全指導等により、飲酒運転をしない・させない職場環境づくりに努めましょう。
- ◇ 飲食店等では、
 - 運転者への酒類提供禁止や、「ハンドルキーパー運動」の普及に努めましょう。
 - 公共交通機関、運転代行業者やタクシーの利用を促進しましょう。

